

ろうきん教育ローン(カード型)

(2017年2月1日適用中)

1	商品名	ろうきん教育ローン（カード型）
2	商品の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○在学期間中（カードローンご利用期間中）は、ローンカードにより入学金、授業料等の必要な費用を極度額の範囲内で反復ご利用いただき、カードローンご利用期間終了後は証書貸付に切り替えて元利金のご返済を行っていただく商品です。 ○カードローンご利用期間終了後は新たな借入はできません。 ○また、カードローンご利用期間は、在学期間の最終月の定例約定日を限度として、お客様に設定していただきます。
3	お申込みいた だける方	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込時の年齢が原則として満20歳以上の方 ○完済時年齢が満76歳未満の方 ○原則として勤続年数が1年以上の方 (自営業者等の給与所得以外の方は3年以上) ○安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上の方 ○当金庫の審査基準を満たされる方 ※詳細については、お取引店をご確認ください。
4	お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○本人もしくは2親等以内の親族のための次の範囲の教育関連資金全般をご利用いただけます。 ○幼稚園から大学院・専門学校・予備校納付金（受験料、入学金、授業料、保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等） ○塾・講座・通信教育納付金（入会金、受講料など） ○付随する教育資金（教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等、留学のための渡航費用等） ○他金融機関からの教育ローンの借換費用 ※資金使途が借換費用のみのご利用はできません ○ビジネススキル向上のための資金（資格専門学校納付金等とし、趣味に属する内容は除きます）
5	ご融資金額（限 度額）	10万円以上2,000万円以内（10万円単位）
6	ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ○カードローンご利用期間、元利金ご返済期間合わせて20年以内です。 ○ただし、カードローンご利用期間の上限は7年、かつ、就学予定期間内となります。
7	お借入方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ローンカードでのご利用 ローンカードを利用して、全国のろうきんや郵便局・MICS加盟の金融機関（都銀・信託銀・地銀・第二地銀・信金・信組・JA）、セブン銀行・コンビニなどのATM/COD機でお引出しいただけます。 ○ろうきんダイレクトバンキングでのご利用 <ul style="list-style-type: none"> *ろうきんダイレクトバンキングの機能を使って、パソコン・モバイル（携帯電話）にて資金移動（ろうきん普通預金口座への入金）を行うことができます。 *ご利用いただける時間帯は、ダイレクトバンキングのご利用時間帯に限ります。 *ろうきんダイレクトバンキングをご利用の場合は、「ろうきんダイレクトバンキング」のご契約が必要です。
8	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○カードローンご利用期間中 毎月の定例返済日にお利息のみご指定の返済用口座（労金普通預金口座）から引き落としさせていただきます。 利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。

		<p>○元利金返済期間中 毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の返済用口座（労金普通預金口座）から引き落としさせていただきます。 また、お借入金額の 50%を上限として、年 2 回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。</p>															
9	随時の返済／繰上返済	<p>○カードローンご利用期間中 毎月の定例返済（利息返済）に加えて随時のご返済（任意の金額）が可能です。</p> <p>○元利金返済期間中 毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でお取扱いとなります。</p> <p>随時の返済・繰上返済共、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に返済された場合でも、次回定例返済日には定例返済額が返済用口座から引落しとなります。</p>															
10	初回利息ご返済日	<p>カードローン初回ご利用時（全額返済後の再度のご利用を含みます）における初回ご返済日は次々回の定例返済日となります。</p> <p>【例 1】定例返済日が毎月 25 日で初回のご利用日が 7 月 20 日の場合は 8 月 25 日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回返済日 : 7/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 8/25 … 初回返済日（お利息のみ清算） <p>【例 2】定例返済日が毎月 25 日で初回のご利用日が 7 月 30 日の場合は 9 月 25 日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回返済日 : 8/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 9/25 … 初回返済日（お利息のみ清算） 															
11	ご融資金利	<p>○カードローンご利用期間中 貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年 4 回（改定日：2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日、11 月 1 日）当金庫が定める労金無担保貸出基準金利を基準に見直しを行う変動金利型となります。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定日に残高がある場合は、改定月の定例返済日より適用となります。 ・ 改定日に残高がない場合は、改定日直後のご利用日より適用となります。 <p>○元利金返済期間中 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年 2 回変動する変動金利型となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カードローンからの元利金返済への切替時の適用金利は、切替時のカードローン適用金利（後記 14 の保証料率を含む）となります。 ・ 金利は 4 月 1 日と 10 月 1 日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・ 4 月 1 日の基準金利を直後の 6 月の返済日の翌日より、10 月 1 日の基準金利を直後の 12 月の定例返済日の翌日より反映させます。 ・ 返済額は金利変更の都度、見直します。新返済額が見直し前の返済額よりも少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。 															
12	金利引下げ制度	<p>借入申込み時点における以下の取引項目により、最大「年 0.2%」を引下げいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取引項目</th> <th>引下げ金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>給与振込指定者</td> <td>年 0.10%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>財形・エース契約者</td> <td>年 0.10%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>マイプラン契約者</td> <td>年 0.10%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>住宅ローン契約者</td> <td>年 0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		取引項目	引下げ金利	1	給与振込指定者	年 0.10%	2	財形・エース契約者	年 0.10%	3	マイプラン契約者	年 0.10%	4	住宅ローン契約者	年 0.10%
	取引項目	引下げ金利															
1	給与振込指定者	年 0.10%															
2	財形・エース契約者	年 0.10%															
3	マイプラン契約者	年 0.10%															
4	住宅ローン契約者	年 0.10%															
13	担保	不要です。															

14	保証	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫指定の保証機関(一社)日本労働者信用基金協会をご利用いただけます。 ○カードローンご利用期間中の保証料は、貸出金利に保証料を加算する月次後受方式です。 ○カードローンご利用期間中保証料率 年 0.70%～1.20% ○元利金返済期間中の保証料は、金庫負担となります。 ○保証人は、原則不要です。
15	契約の更新	<ul style="list-style-type: none"> ○カードローンご利用期間中は1年毎にご契約期間を更新いたします。 ○ご契約期間は当初のご契約日の1年後応当日の前日までとし、以降、1年毎の自動更新とします(更新審査があります)。 ○なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともあります。
16	自動機における 1日あたりのご 利用限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○ATM等の自動機におけるカードローンの1日のご利用限度額は、50万円以内です。 ○また、お客様にお手続きいただくことで、ご利用額は上限100万円までの範囲で変更可能です。 ○なお、1日のご利用限度額を超えた金額のご利用を希望される場合は、ろうきん窓口で手続をお願いいたします。
17	教育機関に在籍 しなくなった場 合	本教育ローンの対象となっている教育機関を退学等により在籍しなくなった場合は、取扱店までお知らせください。ご利用いただいている残高を確定のうえ、元利金返済に移行させていただきます(以降の新たな借入はできなくなります)。
18	商品に関するお 問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ○フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時
19	苦情処理措置 (ろうきんへの 相談)	<ul style="list-style-type: none"> ○ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62 ○受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けくださいか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.tohoku-rokin.or.jp
20	紛争解決措置 (第三者機関に 問題解決を相 談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお申し出ください。 ○また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時

- 返済額の試算についてご希望がありましたら、店頭や当金庫ホームページで返済額の試算ができます。
- 現在の金利については、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
- その他、詳しくはお取引店へお問い合わせください。
- ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。